

四半期報告書

(第38期第1四半期)

自 2018年9月1日

至 2018年11月30日

株式会社技研製作所

高知県高知市布師田3948番地1

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	3

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	4
(2) 新株予約権等の状況	4
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	7
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	7
(5) 大株主の状況	7
(6) 議決権の状況	8

2 役員等の状況	8
----------	---

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	10
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	
四半期連結損益計算書	12
四半期連結包括利益計算書	13

2 その他	16
-------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年1月11日
【四半期会計期間】	第38期第1四半期（自 2018年9月1日 至 2018年11月30日）
【会社名】	株式会社技研製作所
【英訳名】	GIKEN LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 北村 精男
【本店の所在の場所】	高知県高知市布師田3948番地1
【電話番号】	(088) 846-2933
【事務連絡者氏名】	執行役員 藤崎 義久
【最寄りの連絡場所】	高知県高知市布師田3948番地1
【電話番号】	(088) 846-2933
【事務連絡者氏名】	執行役員 藤崎 義久
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第37期 第1四半期連結 累計期間	第38期 第1四半期連結 累計期間	第37期
会計期間	自 2017年9月1日 至 2017年11月30日	自 2018年9月1日 至 2018年11月30日	自 2017年9月1日 至 2018年8月31日
売上高 (百万円)	6,810	6,719	29,142
経常利益 (百万円)	1,565	1,343	6,069
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	1,017	872	4,151
四半期包括利益または包括利益 (百万円)	1,101	883	3,948
純資産額 (百万円)	32,036	35,228	34,902
総資産額 (百万円)	46,533	48,324	49,376
1株当たり四半期(当期)純利益 金額 (円)	38.31	32.53	155.75
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	37.60	32.05	153.43
自己資本比率 (%)	68.6	71.8	69.5

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第1四半期連結累計期間および前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、財政状態の状況については、当該会計基準等を遡及適用後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

(1) 財政状態および経営成績の状況

①財政状態

(資産)

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ1,052百万円減少して、48,324百万円となりました。これは、現金及び預金等の流動資産の減少1,157百万円に対し、投資有価証券等の固定資産の増加105百万円の差引合計によるものであります。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末における負債は、前連結会計年度末に比べ1,378百万円減少して、13,095百万円となりました。これは、未払法人税等などの流動負債において1,301百万円、製品機能維持引当金等の固定負債において77百万円の減少があったことによるものであります。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末に比べ326百万円増加して、35,228百万円となりました。これは、新株予約権の行使により資本金および資本剰余金が増加したことによるものであります。

②経営成績

当第1四半期連結累計期間における当社グループを取り巻く環境は、激甚化する自然災害に対する復旧・復興事業に加え、切迫する巨大地震などに備える国土強靱化に向けた防災・減災事業や、老朽化した社会インフラの再生・強化への需要拡大を背景に、公共工事が堅調に推移しました。

日本国内において、特に2018年は、西日本豪雨（7月）や台風21号（9月）による洪水・高潮被害、さらには大阪府北部（6月）や北海道胆振中東部（9月）を震源とする地震被害など地域を問わず自然災害が頻発し、その被害も甚大化・広域化しており、抜本的で早急な対策が求められております。このため、2018年10月には、河川の改修、治水、砂防対策、ため池改良など、防災・減災、国土強靱化のための全国的な緊急対策を3年間で集中的に実施することが基本方針として閣議決定され、全国での防災・減災対策の推進が図られることになりました。このような環境の中で、現在、和歌山県や静岡県沿岸部での「インプラント堤防」をはじめ、首都圏や大阪府などでの河川堤防工事など、インプラント工法の採用が広がってきております。

海外においては、Giken America Corporationが米国のMueser Rutledge Consulting Engineers (MRCE社)と、また、Giken Europe B.V.がオランダのGebr. De Koning B.V. (デ・コーニング社)とそれぞれ協働契約を締結しました。米国の主要都市では、道路、地下鉄、地下ライフラインの老朽化対策や高潮対策など、また、オランダでは、老朽化した運河護岸、堤防、岸壁の改修工事が計画されております。省スペースで急速に工事を遂行でき、工期短縮、コスト削減に加え環境負荷の低減も期待できる圧入工法は、こうした都市インフラの再生・強化に最適かつ必要不可欠な工法でありますので、海外でのさらなる認知度の向上と工法普及を加速させるため国内外の体制強化を図っております。

当社グループは、当期を初年度とする新たな「中期経営計画（2019年8月期～2021年8月期）」を策定、今後3年間の戦略を①インプラント工法のパッケージ展開により、新たな文化と価値を世界に創出、②開発に特化した企業体制強化と開発提携の拡大、③事業と開発の優位性を“高知”から世界へ発信、と定め、2021年8月期の数値計画（売上高400億円うち海外売上高116億円、営業利益87億円）と合わせて発表しました。これらの達成に向け鋭意活動を続けております。

このような状況のもとではありますが、海外市場においては需要の変動が大きく、前年同四半期と比較しますと大型機械の販売減少などが影響し、当第1四半期連結累計期間における売上高は、6,719百万円（前年同四半期比1.3%減）となりました。また利益面におきましても、営業利益1,311百万円（同15.7%減）、経常利益1,343百万円（同14.2%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益872百万円（同14.2%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

a. 建設機械事業

防災・減災需要の高まりに伴い、インプラント工法の市場が拡大し、国内販売は前期に引き続き堅調に推移したものの、前年同四半期と比較しますとアジア地域における機械販売が減少したことにより、建設機械事業の売上高は4,771百万円（前年同四半期比4.2%減）、セグメント利益は1,420百万円（同12.2%減）となりました。

b. 圧入工事事業

前期に引き続き、防災・減災関連工事において、当社工法の採用が堅調に推移しました。東日本大震災で被害を受けた岩手県や、南海トラフ巨大地震による被害が想定される和歌山県などにおいて堤防工事を実施しております。

このような状況のもと、当第1四半期においては、2017年12月に子会社化したJ Steel Group Pty Limitedの業績が加わったことにより、圧入工事事業の売上高は1,947百万円（前年同四半期比6.5%増）となりました。一方、利益面においては、前年同四半期と比較して人件費などの販売費及び一般管理費が増加したことにより、セグメント利益は304百万円（同2.2%減）となりました。

(2) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は242百万円であり、セグメントは全額「建設機械事業」であります。なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2018年11月30日)	提出日現在発行数(株) (2019年1月11日)	上場金融商品取引所名 または登録認可金融商 品取引業協会名	内容
普通株式	27,599,728	27,752,728	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株で あります。
計	27,599,728	27,752,728	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2019年1月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2018年10月19日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役および監査役 11 当社子会社取締役 4 当社および当社子会社従業員 498
新株予約権の数(個)※	8,804
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数(株)※	普通株式 880,400 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	3,685 (注)2
新株予約権の行使期間※	自 2021年12月1日 至 2024年11月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 および資本組入額(円)※	発行価格 3,685 資本組入額 1,843
新株予約権の行使の条件※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項※	権利の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)4

※ 新株予約権証券の発行時(2018年11月26日)における内容を記載しております。

(注)1. 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの株式の数は100株とする。

なお、本新株予約権を割当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を、本新株予約権を保有する新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知または公告するものとする。ただし、当該調整後付与株式数を適用する日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その本新株予約権1個当たりの価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該本新株予約権の目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、金3,685円とする。なお、当該行使価額は2018年10月18日の東京証券取引所における当社普通株式の終値と同額である。

また、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

(1) 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使、株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「1株当たりの時価」とは、調整後行使価額を適用する日（以下「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替える。

(3) 適用日は、次に定めるところによる。

上記(1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日（基準日を定めなときは、その効力発生日。）の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

上記(2)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行または処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日。）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降。）、これを適用する。

(4) 上記(1)、(2)のほか、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で必要と認める行使価額の調整を行う。

(5) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を本新株予約権者に通知または公告するものとする。ただし、当該適用日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

3. (1) 本新株予約権者は、当社の2021年8月期の海外売上高および連結営業利益が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、海外売上高および連結営業利益については、当社有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）における海外売上高および連結営業利益とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高および連結営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- ① 2021年8月期の海外売上高が9,000百万円以上かつ連結営業利益が8,700百万円以上の場合
本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の50%
 - ② 2021年8月期の海外売上高が11,600百万円以上かつ連結営業利益が8,700百万円以上の場合
本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100%
- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、相談役、執行役員、顧問または従業員もしくは当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第8項の定義により、以下同様とする。）の取締役、監査役、相談役、執行役員、顧問または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、2020年9月1日以降に本新株予約権者が任期満了または定年退職により退任または退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、本新株予約権の50%を行使することができる。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合、その相続人による本新株予約権の相続はできないものとする。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合、下記(9)により本新株予約権を取得する場合を除き、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
上記「新株予約権の行使時の払込金額（円）」に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
 - (5) 新株予約権の行使期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
 - (7) 新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得の条件

①当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会（存続会社等（会社法第784条第1項に定める「存続会社等」をいい、以下同様とする。）が当社の特別支配会社（会社法第468条第1項に定める「特別支配会社」をいい、以下同様とする。）である場合には当社取締役会）で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会（当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案の場合で、存続会社等が当社の特別支配会社である場合には当社取締役会）で承認された場合、本新株予約権を無償で取得することができる。

②本新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年9月1日～ 2018年11月30日 (注)1	146	27,599	129	8,459	129	9,620

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 2018年12月1日から2018年12月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が153,000株増加、また資本金および資本準備金がそれぞれ128百万円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2018年8月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

2018年11月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 692,500	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 26,744,900	267,449	—
単元未満株式	普通株式 16,028	—	—
発行済株式総数	27,453,428	—	—
総株主の議決権	—	267,449	—

（注）「完全議決権株式（その他）」欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,300株含まれております。また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数13個が含まれております。

②【自己株式等】

2018年11月30日現在

所有者の氏名または名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社技研製作所	高知県高知市布師田 3948番地1	692,500	—	692,500	2.52
計	—	692,500	—	692,500	2.52

（注）発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てしております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2018年9月1日から2018年11月30日まで）および第1四半期連結累計期間（2018年9月1日から2018年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年8月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,679	7,101
受取手形及び売掛金	10,130	9,537
製品	1,947	1,673
仕掛品	1,366	1,644
未成工事支出金	10	13
原材料及び貯蔵品	2,444	2,476
その他	301	275
貸倒引当金	△7	△6
流動資産合計	23,873	22,716
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	4,417	4,538
機械装置及び運搬具	12,153	12,427
土地	9,337	9,339
建設仮勘定	1,799	1,626
その他	1,013	1,016
減価償却累計額	△9,536	△9,841
有形固定資産合計	19,185	19,107
無形固定資産		
投資その他の資産	643	680
投資有価証券	1,546	1,730
繰延税金資産	2,059	2,085
その他	2,083	2,021
貸倒引当金	△16	△16
投資その他の資産合計	5,673	5,820
固定資産合計	25,503	25,608
資産合計	49,376	48,324

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年8月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年11月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,110	4,777
短期借入金	215	192
未払法人税等	877	465
前受金	4,204	3,700
賞与引当金	808	166
その他の引当金	28	23
その他	1,641	2,257
流動負債合計	12,885	11,583
固定負債		
長期借入金	433	398
製品機能維持引当金	262	225
退職給付に係る負債	101	99
その他	791	788
固定負債合計	1,589	1,512
負債合計	14,474	13,095
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,329	8,459
資本剰余金	9,490	9,620
利益剰余金	17,057	17,127
自己株式	△303	△303
株主資本合計	34,574	34,904
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△70	△90
繰延ヘッジ損益	4	4
為替換算調整勘定	△185	△142
退職給付に係る調整累計額	9	9
その他の包括利益累計額合計	△241	△218
新株予約権	64	51
非支配株主持分	503	490
純資産合計	34,902	35,228
負債純資産合計	49,376	48,324

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年9月1日 至 2017年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年9月1日 至 2018年11月30日)
売上高	6,810	6,719
売上原価	4,076	3,897
売上総利益	2,734	2,821
販売費及び一般管理費	1,179	1,510
営業利益	1,555	1,311
営業外収益		
受取利息	0	0
不動産賃貸料	19	19
為替差益	—	7
その他	7	13
営業外収益合計	27	40
営業外費用		
支払利息	1	0
不動産賃貸費用	3	2
為替差損	7	—
その他	4	4
営業外費用合計	16	8
経常利益	1,565	1,343
税金等調整前四半期純利益	1,565	1,343
法人税等	548	487
四半期純利益	1,017	855
非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	—	△16
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,017	872

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年9月1日 至 2017年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年9月1日 至 2018年11月30日)
四半期純利益	1,017	855
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	13	△20
繰延ヘッジ損益	—	△0
為替換算調整勘定	71	47
退職給付に係る調整額	△0	△0
その他の包括利益合計	84	27
四半期包括利益	1,101	883
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,101	895
非支配株主に係る四半期包括利益	—	△12

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)およびのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年9月1日 至 2017年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年9月1日 至 2018年11月30日)
減価償却費	392百万円	401百万円
のれんの償却額	—	8

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自 2017年9月1日 至 2017年11月30日)

配当金支払額

2017年11月28日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額・・・1,058百万円

(ロ) 1株当たり配当額・・・40円(普通配当20円、東証第一部指定記念配当20円)

(ハ) 基準日・・・2017年8月31日

(ニ) 効力発生日・・・2017年11月29日

(ホ) 配当の原資・・・利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間(自 2018年9月1日 至 2018年11月30日)

配当金支払額

2018年11月27日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額・・・802百万円

(ロ) 1株当たり配当額・・・30円

(ハ) 基準日・・・2018年8月31日

(ニ) 効力発生日・・・2018年11月28日

(ホ) 配当の原資・・・利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 2017年9月1日 至 2017年11月30日)

報告セグメントごとの売上高および利益または損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注)1	四半期連結損益計 算書計上額(注)2
	建設機械事業	圧入工事業			
売上高					
外部顧客への売上高	4,980	1,829	6,810	—	6,810
セグメント間の内部 売上高または振替高	323	39	363	△363	—
計	5,303	1,869	7,173	△363	6,810
セグメント利益	1,618	311	1,929	△374	1,555

(注) 1. セグメント利益の調整額△374百万円には、セグメント間取引消去△5百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△368百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第1四半期連結累計期間(自 2018年9月1日 至 2018年11月30日)

報告セグメントごとの売上高および利益または損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注)1	四半期連結損益計 算書計上額(注)2
	建設機械事業	圧入工事業			
売上高					
外部顧客への売上高	4,771	1,947	6,719	—	6,719
セグメント間の内部 売上高または振替高	245	28	273	△273	—
計	5,016	1,976	6,993	△273	6,719
セグメント利益	1,420	304	1,725	△413	1,311

(注) 1. セグメント利益の調整額△413百万円には、セグメント間取引消去△2百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△411百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年9月1日 至 2017年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年9月1日 至 2018年11月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	38円31銭	32円53銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	1,017	872
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	1,017	872
普通株式の期中平均株式数(株)	26,553,499	26,831,631
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	37円60銭	32円05銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	504,381	398,570
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	2018年10月19日取締役会決議による第4回新株予約権新株予約権の数 8,804個 (普通株式 880,400株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年1月11日

株式会社技研製作所

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

浅井 愁 星 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小松野 悟 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社技研製作所の2018年9月1日から2019年8月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2018年9月1日から2018年11月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2018年9月1日から2018年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社技研製作所及び連結子会社の2018年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管している。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていない。